

○現物出資及び承継資産の評価に関する地方独立行政法人法の規定及び地方独立行政法人会計基準の規定

現物出資及び承継資産の評価に関する地方独立行政法人法の規定	地方独立行政法人会計基準の規定
<p><b>地方独立行政法人法（抄）</b>            （財産的基礎）            第6条 略            2・3 略            4 地方独立行政法人に出資される財産のうち金銭以外のものの価額は、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が評価した価額とする。            5 前項の評価に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（権利義務の承継等）            第66条 移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務（当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに係るものを除く。）のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時に於いて当該移行型地方独立行政法人が承継する。            2～7 略</p> <p>※移行型地方独立行政法人…地方独立行政法人であってその成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を当該地方独立行政法人の成立の日以後行うもの（第59条～第61条参照）</p> <p>第67条 前条の規定により移行型地方独立行政法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額</p>	<p><b>地方独立行政法人会計基準（抄）</b></p> <p>第27 有形固定資産の評価            1・2 略            3 地方公共団体からの現物出資として受入れた固定資産については、時価を基準とした地方公共団体が評価した価額を、設立団体から承継した固定資産については、時価を基準として設立団体が評価した価額をそれぞれ取得原価とする。            ただし、設立団体から承継した固定資産に減損が生じていると認められる場合は、公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準に基づく回収可能価額を取得原価とすることも可能とする。（注23）            4 略</p> <p>&lt;注23&gt; 承継した固定資産等の評価について            現物出資として受入れた固定資産に係る地方公共団体の評価及び設立団体から承継した固定資産に係る当該設立団体の評価は、別途通知される基準を勘案して行われるものである。</p>

を超えるときは、その差額に相当する金額及び当該設立団体が出資する資金その他の財産の価額の合算額が当該設立団体から当該移行型地方独立行政法人に対し出資されたものとする。

2 略

3 前二項に規定する承継される権利に係る財産の価額は、移行型地方独立行政法人の成立の日現在における時価を基準として設立団体が評価した価額とする。

4 前項の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(権利義務の承継等の特例)

第87条 略

2 公営企業型地方独立行政法人が第66条第1項の規定により承継する権利に係る財産の価額については、当該財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないとき、第67条第3項の規定にかかわらず、当該財産の時価によらないことができる。

#### 地方独立行政法人法施行令（抄）

(出資財産の評価の方法)

第1条 地方公共団体は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）

第6条第4項の規定により評価をする場合には、評価に関して学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(承継財産の評価の方法)

第10条 設立団体は、法第67条第3項の規定により評価をする場合には、評価に関して学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

#### 地方独立行政法人会計基準（抄）〔再掲〕

第27 有形固定資産の評価

1・2 略

3 地方公共団体からの現物出資として受入れた固定資産については、時価を基準とした地方公共団体が評価した価額を、設立団体から承継した固定資産については、時価を基準として設立団体が評価した価額をそれぞれ取得原価とする。

ただし、設立団体から承継した固定資産に減損が生じていると認められる場合は、公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準に基づく回収可能価額を取得原価とすることも可能とする。（注23）

4 略

<注23> 承継した固定資産等の評価について

現物出資として受入れた固定資産に係る地方公共団体の評価及び設立団体から承継した固定資産に係る当該設立団体の評価は、別途通知される基準を勘案して行われるものである。